

未来人材奨学金返還支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 未来人材奨学金返還支援補助金の交付については、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）のほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、本市に定住し、奨学金の返還を行う者に対し、未来人材奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、若者の定住を促進し、加えて市内の中小企業等への就業支援及び専門職の人材確保を図り、もって地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 奨学金 次に掲げるものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する第一種奨学金又は第二種奨学金

イ 周南市奨学金貸付等基金条例（平成29年周南市条例第28号）第5条に規定する奨学金（定住促進奨学金を除く。）

ウ その他市長が認める奨学金

(2) 大学等 大学（専門職大学、大学院、専門職大学院、短期大学及び専門職短期大学を含む。）、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。

(3) 対象資格 別表第1に掲げる資格その他これに準ずる資格で、市長が適当と認めるものをいう。

(4) 中小企業等 次に掲げるものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する市内の事業者又はこれと同等であると市長が認める事業者

イ 対象資格に基づき就業する者を雇用する市内の事業者

(5) 事業所 本社、支社、支店、事業所、工場その他これらに類するもので事業者がその事業を営む場所をいう。

(6) 正規雇用 被雇用者が雇用期間の定めなく常勤し、雇用保険の被保険者として加入する雇用形態をいう。

(中小企業等の登録等)

第4条 未来人材奨学金返還支援事業に登録することができる中小企業等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 就業規則等により雇用者の年間奨学金返還額の3分の1以上を支援することを定めていること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)である団体、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員になっている団体及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。

2 前項の登録を受けようとする中小企業等は、未来人材奨学金返還支援補助金登録企業申請書(別記様式第1号)に就業規則等の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容の調査及び審査を行い、相当と認めるときは、その旨を未来人材奨学金返還支援補助金登録企業決定通知書(別記様式第2号)により当該申請をした事業者(以下「登録事業者」という。)に通知するとともに、公表するものとする。

4 登録事業者は、第1項各号の要件に該当しなくなったとき、又は登録を辞退しようとするときは、未来人材奨学金返還支援補助金登録企業廃止届出書(別記様式第3号)を市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

5 市長は、前項の承認をしたときは、当該登録事業者に係る登録を削除するものとする。

6 登録事業者は、登録内容に変更が生じた場合は、未来人材奨学金返還支援補助金登録企業変更届出書(別記様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、別表第2に掲げる者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有し、5年以上継続して居住する意思のある者
- (2) 大学等を卒業した者であって、当該大学等に在学している期間中に奨学金の貸与を受けたもの

- (3) 奨学金の返還金の滞納がない者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 貸与された奨学金の返還について他の制度による助成又は補助を受けていない者

(補助金の交付対象となる奨学金)

第6条 補助金の交付の対象となる奨学金は、奨学金を貸与した者との返還計画（以下「返還計画」という。）に沿って、別表第3に定める補助対象期間の始期から連続する60月の間（以下「補助対象期間」という。）に返還する奨学金とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる奨学金については、補助金の交付の対象としない。

(1) 補助対象期間内に前条の要件を満たさない期間があるときは、その期間に係る奨学金

(2) 繰上返還その他返還計画に沿わず返還した奨学金

(補助金の額等)

第7条 補助金は、補助対象期間を12月ごとの5期に区分し、各期ごとに返還した奨学金（以下「補助対象奨学金返還金」という。）に対して、予算の範囲内で毎年度交付するものとする。

2 前項の規定により交付する補助金の額は、別表第2に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各期における補助対象期間の最終月の翌月から12月以内に、未来人材奨学金返還支援補助金交付申請書（別記様式第5号）に次の各号に掲げる書類及び別表第2に定める書類を添えて、毎年度、市長に申請しなければならない。

(1) 申請者の住民票の写し

(2) 申請者の市税の滞納のないことの証明

(3) 申請者が大学等を卒業したことを証する書類の写し

(4) 奨学金を貸与した者が発行する奨学金の貸与を証する書類の写し

(5) 奨学金の返還計画の全体を確認することができる書類の写し

(6) 補助対象奨学金返還金の額を証する証明書又は通帳等の写し

2 次条第1項の規定による交付決定を受けた者が、交付決定の翌年度以降に前項の

申請をする場合は、前項第1号から第5号までの書類の提出を省略できるものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付（不交付）を決定したときは、未来人材奨学金返還支援補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第6号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条第2項の規定による通知を受けた後、速やかに、未来人材奨学金返還支援補助金交付請求書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、交付決定者に対して、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) その他補助金を交付することが不相当と認められるとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合には、当該交付決定者に対し、未来人材奨学金返還支援補助金交付決定取消・補助金返還通知書（別記様式第8号）によりその旨を通知するとともに、既に補助金を交付しているときは、当該交付した補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日まで交付決定を受けている申請者に対しては、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

| |
|---|
| <p>保育士、幼稚園教諭、看護師、准看護師、保健師、助産師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士、柔道整復師</p> |
|---|

別表第2（第5条、第7条、第8条関係）

| 補助対象者 | | 補助金の額 | 添付書類 |
|-------------------------------------|---|--|---|
| 1 中小 企業 人材 | <p>第3条第4号アに掲げる登録事業者に令和5年4月1日以降に正規雇用され、市内の事業所において就業している者（雇用された日における年齢が30歳以下の者に限る。）</p> | <p>補助対象奨学金返還金に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）。ただし、補助対象奨学金返還金から登録事業者の奨学金返還支援額を差し引いた額と6万円のいずれか少ない額を上限とする。</p> | <p>就労証明書又は就労していることが確認できる書類</p> |
| 2 福 祉・ 医 療・ 教育 人材 | <p>第3条第4号イに掲げる登録事業者に令和5年4月1日以降に正規雇用され、対象資格に基づく職種により、市内の事業所において就業している者（雇用された日における年齢が30歳以下の者に限る。）。ただし、国家公務員、地方公務員又は医師である者を除く。</p> | <p>は、これを切り捨てた額）。ただし、補助対象奨学金返還金から登録事業者の奨学金返還支援額を差し引いた額と6万円のいずれか少ない額を上限とする。</p> | <p>(1) 就労証明書又は就労していることが確認できる書類 (2) 資格を取得していることを証する書類の写し</p> |

| 補助対象者 | | 補助金の額 | 添付書類 |
|-------|--|--|---|
| 3 | 令和5年4月1日以降に、市農林漁業人材 内において新規に農業、林業又は漁業に従事している者 (当該事業への従事を開始した日における年齢が30歳以下の者に限る。) | 補助対象奨学金 返還金に3分の2を乗じて得た額 (その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)。ただし、12万円を上限とする。 | 確定申告書その他その事業に従事していることが分かる書類の写し |
| 4 | 令和5年4月1日以降に、市起業 者 内において新規に起業している者 (当該事業を開始した日における年齢が30歳以下の者に限る。) | | 登記事項証明書、法人の設立等に関する申告書その他その事業を営んでいることが分かる書類の写し |

別表第3 (第6条関係)

| 区分 | 補助対象期間の始期 |
|--------------|--|
| 1 中小企業人材 | 次に掲げる日のうち最も遅い日の属する月 (1) 令和5年10月1日 (2) 本市に住所を定めた日 |
| 2 福祉・医療・教育人材 | (3) 登録事業者が補助対象者に対し奨学金の返還支援を開始した日 |
| 3 農林漁業人材 | 次に掲げる日のうち最も遅い日の属する月 (1) 令和5年10月1日 (2) 本市に住所を定めた日 |
| 4 起業 者 | (3) 事業を開始した日 |